

年管発0502第1号  
平成28年5月2日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官  
( 公 印 省 略 )

「年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令」及び「年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令」の公布について

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成28年政令第211号。以下「経過措置政令」という。）及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令（平成28年厚生労働省令第97号。以下「経過措置省令」という。）が公布されたので通知する。

経過措置政令及び経過措置省令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、実施に当たっては、貴機構において周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

## 記

### 第1 経過措置政令及び経過措置省令の趣旨

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号。以下「法」という。）の施行の日前における年金生活者支援給付金の支給に関する事業の実施に必要な準備行為について定めるもの。

### 第2 経過措置政令及び経過措置省令の内容

#### 1 厚生労働大臣による資料の提供の求め（経過措置政令第1条及び経過措置省令第1条関係）

（1）厚生労働大臣は、法第25条第1項に規定する年金生活者支援給付金の速やかな支給のため必要があると認めるときは、支給要件調査対象者又は支給要件調査対象者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の収入の状況につき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し資料の提供を求めることができるものとする。

(2) 支給要件調査対象者は、平成28年4月1日において次のいずれかに該当する者とする。

- ・ 国民年金法（昭和34年法律第141号）による老齢基礎年金（これに相当する給付を含む。）の受給権者（65歳に達している者に限り、（1）の求めを行う日の属する年の翌年の6月末日までに当該老齢基礎年金の受給権者となると見込まれる者を含む。）
- ・ 国民年金法による障害基礎年金（これに相当する給付を含む。）の受給権者
- ・ 国民年金法による遺族基礎年金の受給権者

2 厚生労働大臣の市町村に対する通知（経過措置政令第2条及び経過措置省令第2条関係）

厚生労働大臣は、1の求めを行うときは、平成28年5月31日までに支給要件調査対象者が同年4月1日において住所を有する市町村に対し、当該支給要件調査対象者の氏名、住所、年金生活者支援給付金の種類及び基礎年金番号を通知するものとし、当該通知は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第6項に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）及び同条第5項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）の順に經由して行うものとする。

3 市町村の厚生労働大臣に対する情報の提供（経過措置政令第3条及び経過措置省令第3条関係）

市町村は、2の通知を受けたときは、厚生労働大臣に対し、年金生活者支援給付金の種類に応じ、必要な情報について提供を行うものとし、当該情報の提供は、2の通知を受けた日の属する年の7月31日までに、連合会及び指定法人の順に經由して行うものとする。

4 認定の請求に関する情報の提供（経過措置政令第4条関係）

厚生労働大臣は、法の施行の日までに、年金生活者支援給付金の速やかな支給のため、3の情報により年金生活者支援給付金の支給要件に該当する蓋然性が高いと認められる者に対し、認定の請求に関する情報を通知するものとする。

5 日本年金機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任（経過措置政令第5条関係）

1の求め、3の情報の受領、4の通知その他厚生労働省令で定める権限について、厚生労働大臣から日本年金機構へ委任するものとするほか、その委任に係る必要な技術的読替えを定めるものとする。

6 日本年金機構への事務の委託（経過措置政令第6条関係）

2の通知に係る事務について、厚生労働大臣から日本年金機構へ委託するものとするほか、その委託に係る必要な技術的読替えを定めるものとする。

7 厚生労働省令への委任（経過措置政令第7条関係）

この政令で定めるもののほか、この政令の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定めるものとする。

第3 経過措置政令及び経過措置省令の施行期日

経過措置政令及び経過措置省令は、公布の日から施行すること。

年管発0502第2号  
平成28年5月2日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官  
（公印省略）

「年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令」及び「年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令」の公布について

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成28年政令第211号。以下「経過措置政令」という。）及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令（平成28年厚生労働省令第97号。以下「経過措置省令」という。）が公布されたので通知する。

経過措置政令及び経過措置省令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、貴管内市町村への周知をお願いする。

なお、具体的な事務の取扱いについては、追ってお示しする。

## 記

### 第1 経過措置政令及び経過措置省令の趣旨

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号。以下「法」という。）の施行の日前における年金生活者支援給付金の支給に関する事業の実施に必要な準備行為について定めるもの。

### 第2 経過措置政令及び経過措置省令の内容

#### 1 厚生労働大臣による資料の提供の求め（経過措置政令第1条及び経過措置省令第1条関係）

（1）厚生労働大臣は、法第25条第1項に規定する年金生活者支援給付金の速やかな支給のため必要があると認めるときは、支給要件調査対象者又は支給要件調査対象者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の収入の状況につき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し資料の提供を求めることができるものとする。

(2) 支給要件調査対象者は、平成28年4月1日において次のいずれかに該当する者とする。

- ・ 国民年金法（昭和34年法律第141号）による老齢基礎年金（これに相当する給付を含む。）の受給権者（65歳に達している者に限り、（1）の求めを行う日の属する年の翌年の6月末日までに当該老齢基礎年金の受給権者となると見込まれる者を含む。）
- ・ 国民年金法による障害基礎年金（これに相当する給付を含む。）の受給権者
- ・ 国民年金法による遺族基礎年金の受給権者

2 厚生労働大臣の市町村に対する通知（経過措置政令第2条及び経過措置省令第2条関係）

厚生労働大臣は、1の求めを行うときは、平成28年5月31日までに支給要件調査対象者が同年4月1日において住所を有する市町村に対し、当該支給要件調査対象者の氏名、住所、年金生活者支援給付金の種類及び基礎年金番号を通知するものとし、当該通知は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第6項に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）及び同条第5項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）の順に經由して行うものとする。

3 市町村の厚生労働大臣に対する情報の提供（経過措置政令第3条及び経過措置省令第3条関係）

市町村は、2の通知を受けたときは、厚生労働大臣に対し、年金生活者支援給付金の種類に応じ、必要な情報について提供を行うものとし、当該情報の提供は、2の通知を受けた日の属する年の7月31日までに、連合会及び指定法人の順に經由して行うものとする。

4 認定の請求に関する情報の提供（経過措置政令第4条関係）

厚生労働大臣は、法の施行の日までに、年金生活者支援給付金の速やかな支給のため、3の情報により年金生活者支援給付金の支給要件に該当する蓋然性が高いと認められる者に対し、認定の請求に関する情報を通知するものとする。

5 日本年金機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任（経過措置政令第5条関係）

1の求め、3の情報の受領、4の通知その他厚生労働省令で定める権限について、厚生労働大臣から日本年金機構へ委任するものとするほか、その委任に係る必要な技術的読替えを定めるものとする。

6 日本年金機構への事務の委託（経過措置政令第6条関係）

2の通知に係る事務について、厚生労働大臣から日本年金機構へ委託するものとするほか、その委託に係る必要な技術的読替えを定めるものとする。

7 厚生労働省令への委任（経過措置政令第7条関係）

この政令で定めるもののほか、この政令の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定めるものとする。

第3 経過措置政令及び経過措置省令の施行期日

経過措置政令及び経過措置省令は、公布の日から施行すること。